

## 全国知事会 地方税財政常任委員会としての現時点の方向性（案）

### 社会構造の変化や国際課税ルールの見直し等に応じた地方法人課税の見直し

#### 外形標準課税のあり方の検討

外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税収の安定性等の観点から、2004年度（平成16年度）に導入されたが、対象法人数はピーク時の約3万社（2006年度（平成18年度））と比べ、3分の2まで減少している。令和4年度与党税制改正大綱では、「経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされている。具体的には、大企業の組織再編に当たり、事業部門を資本金1億円以下の法人とし、グループ内に複数設立する例や、減資を行い資本金1億円以下となったが企業規模が変わっていない例が見られるなど、制度趣旨に沿わない実態が明らかとなってきている。外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うにあたっては、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮するとともに、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて見直すべきである。

#### 国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第1の柱）や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第2の柱）、我が国において、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえると、地方の税源となるべき部分が含まれると考えるべきである。今後、法制度の整備を進めていく際には、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分については国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、適切に制度を構築すべきである。